

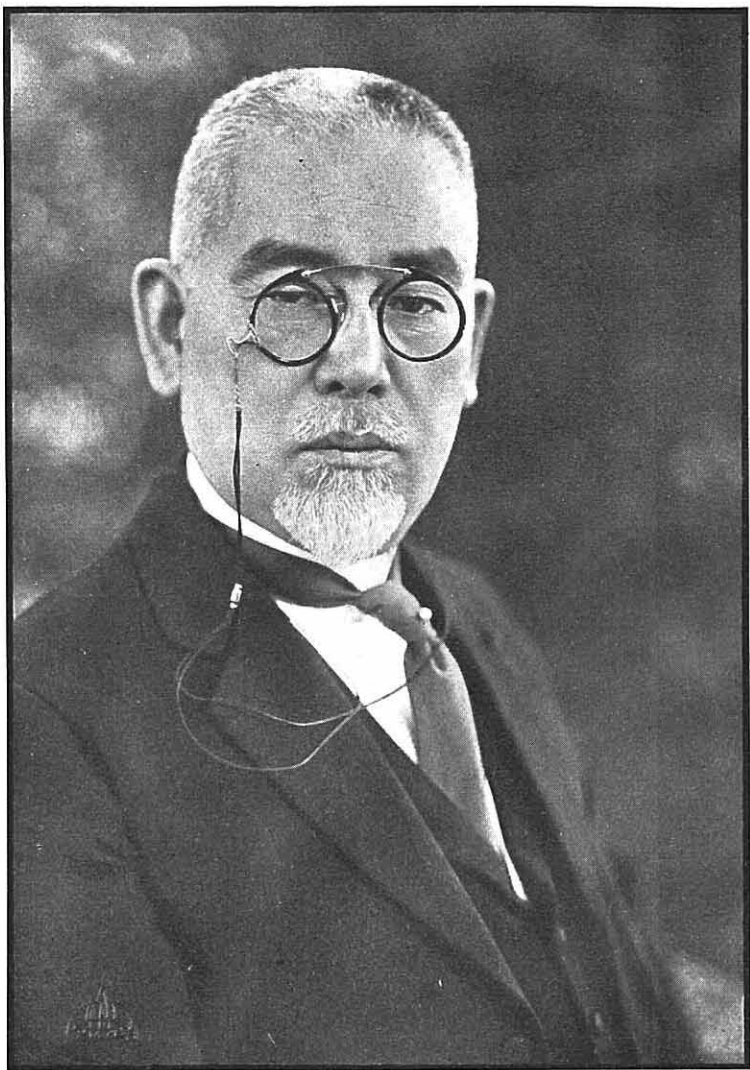
都市問題パンフレット

№ 10

東京市政調査會

池田 宏

我國都市行政の大恩人としての
後藤伯爵を憶ふ



市長時代の故藤新平伯



我國都市行政の大恩人としての
後藤伯爵を憶ふ

池田 宏

一

「偉人は譬へば大山喬嶽の如きか。横嶺側峰隨處觀を異にす。兒玉大將は偉人なり。揣模影貌此人の眞を悉くすべし」と謂はゞ過てり」^(註)ミは後藤伯爵が曾て兒玉大將傳に於て序した處であるが、我後藤伯爵こそは横嶺側峰隨處觀を異にする大山の如くで、伯爵を知り、伯爵に知られたる何人も、伯爵の眞を傳ふことは出来ないであらうと思はるゝ程偉大であつた。伯爵の勲業遺蹟に付ては伯爵在世中に於て既に世間に餘り多く著聞してをる。伯爵の棺を蔽ふや徳富蘇峰先生が新渡戸博士と共に伯爵の一面を傳へて國家の爲めに哀惜せるを始めとして全國の言論界が殆んど例外なしに伯爵の一生が朝に在るミ野に在るミを問はず國家社會の爲めに息むこみなき機械の如

(註) 明治四十一年十月發行森山守次著。

くに奮闘生活を續けて幾多赫々たる勲業を建てたことを稱して追悼した事は最よく其の偉大さを語つてをる。

伯爵は中年以後我國に於る無冠の首相であつた。臺灣統治の事は民政長官として總督の事を行つたのである。滿鐵經營の事は一商事會社の總裁の身を以て我國の滿蒙政策を確立したのである。其の内閣の崇班に列するや、逡巡に、鐵道に、内務に其擔當する處必ずや明治大正の時代を飾るべき國是を貽してをる。其の野に在るの日は即ち須臾だも閑居せず、一日として國家の爲めに善く謀らざるは莫く、首府の行政を託せられては、即帝都の地位を確保するに努め、或は日露の間に接衝を試みて國論を歸一し、或は政治の倫理化を提唱して都邑の間に民心の啓發を圖る等籌畫到らざるなく、盡瘁及ばざるなきは伯爵の平生であつた。責任を以て國務の重きに任じ、赤誠を傾けて國事を憂ふるの高風は伯爵に於て始めて欽仰すべきものありきいふのは蓋し我等同人のみの私言ではあるまい。

畏くも 今上陛下には、伯爵の逝去を 軫悼あらせられ、四月十六日葬送の前日特に

醫國ノ上工濟時ノ大器茂績ヲ南疆ニ垂レ洪業ヲ朔方ニ翬メ民心ノ啓發ヲ是レ努メ國際ノ親善ヲ是レ圖リ屢内閣

ノ崇班ニ列シ遂ニ首都ノ庶政ヲ刷新ス速ニ流亡ヲ聞ク曷ソ軫悼ニ勝ヘム宜シク賻ヲ賜ヒ以テ弔慰スヘシ

この優渥なる 御沙汰書を賜はりし事は、伯爵の光榮此の上もなく、又以て恐懼至極である。

惟ふに伯爵の勲業に至りては餘りに多く、併かも其の識見高邁にして、孰れも伯爵をして自叙傳を書かしむるに非ざれば、伯爵の眞意を傳へ難きを慮れるのである。されど今は空しく幽明界を異にしてをる。伯爵の溫容に接せんことも得ず、悲痛憂を懷きて動哭する者蓋し天下に其の人多いであらう。我等同人亦其の一人である。



畏友前田君と共に伯爵の命を奉じて市政調査會創設の事に當り、先輩岡君等同志と共に伯爵の志を佐けて會務の一部を擔當しつゝあつた我等は、伯爵の豫期せざる別れに遭ひて茫然爲す所を知らず、唯歎々として泣き、切々として哀しむのみである。

伯爵の遺業遺圖は頗る多い。中に就き市政に關しては遺されたるものが少くない。伯爵在まして、伯爵自ら裁量し、伯爵自ら指命して運営せしめらるゝが如くに、伯爵の方寸に在る所を揣摩して之に善處しなければならぬ。是即畏くも 御沙汰書を賜はりたる伯爵の靈をして死して尙 聖恩の渥きに奉膺せしむる所以の一であると共に、又以て伯爵の知遇を辱ふして伯爵の傘下に微力を捧げた者の、伯爵に追善し、伯爵の靈に供養する唯一の方途ではあるまいか。是れ乃我等同人が、伯爵の喪に遭ひて、悲痛其の極に在り、筆を幾度か呵すも雖も涙の裡に筆を投じつゝ敢て勇を鼓して我國都市行政方面のみに於ける伯爵の事績を忍び、同人と共に伯爵の遺圖に向て善處するの一端に資したいと思ふ事轉た切なるものある所以である。大方諸彦にして若し伯爵の眞意はに在らず彼に在り、若くは傳へて遺したりと思惟せらるゝ事あらば、遠慮することなく、本會に寄稿指示せられて、伯爵の遺業を辱しめざらんことを期しつゝある我等同人をして、繼述の道を誤らざらしめられんことを切に庶幾ふ次第である。

二

伯爵の我國都市行政上に遺された勲業は種々の方面から觀察することが出来る。横からも縦からも表からも、

裏からも観る必要があるし又素より其事績を闡明にする事即ち繼述の道を求むる所以であるが、徒らに事功の蹟を並べ立て、讃仰するよりは、常に一貫して伯爵の大理想とせられた事を直指することを忘れてはなるまい。

畏くも 御沙汰書に在る通り伯爵は、常時「醫國の上工濟時の大器」たらむことを期し、始終此理想を懷きて獨往邁進せられた所に伯爵の眞面目が在る。乍併伯爵は叨りに自家の獨斷定教を強ゆることなく、世界の善知識を結晶せしめ、世界の十善力を竭くして、日本の世界を造らむとした。此處に伯爵の偉大なる眞骨頂が窺はれる。伯爵は素より科學者であつたといへない。乍併醫學を學びて世に立つた人であるからであらうか、政治家中稀に見る科學尊重家であつた。科學を崇拜し、其權威を飽くまで尊重して之を綜合し、其の結晶する所を施治の上に實現せんとするのが、伯爵の後半生を通じての最大の努力であつた。伯爵の赴く所必ず一世の權威ある碩學の士を網羅した事は實に偉觀であつて何人も此點に於ては伯爵に追従するを許さなかつた。人生は短くも藝術は長いといふが、科學の結晶する所を施治の上に實現する程長く、廣く、厚く、世を利することはない。伯爵の意圖常に茲に在りし事は伯爵の大戦直後歐洲を巡察して歸朝したるの時之を廟堂に建議し、之を國民の間に提唱したる所謂「大調査機關設立の議」^(註)を熟讀すれば直に首肯することが出来る。即ち其の序文は先づ「天下の材を學て天下の務を成し、世界の財を用て世界の業に參す是名譽ある新興國民の現代に對する抱負にして且貢獻たるに同時に又無上の快心事にあらず耶」を以て開卷せられ、其の「靈血政略」が「現代の要求」なるを斷じて之を「國家並社會的危機を救済すべき新生命ならずんばあらず」と説き、其の「參謀本部」を以て「個人の有する思想靈能と俗世間的弊害を去除かれたる純潔なる大勢力」を渾然打て一丸と成し正味端的大妙用を發揮する一大ラボラ

(註) 大正十二年十一月復興社出版「人氣の焦點に立てる後藤新平」第四版附録一。

トリーなり」として其の「中心斯の提案を以て人類の向上人道の維持に必要缺くべからざるを確認すること久し」き旨を述べて其の「公人」として終始國家社會に貢獻せんとする所以の道之を外にして他に無きを信ず」といひ、更に其光輝ある過去を顧みて「余や往年私生活より公生活に入り爾來多年の星霜を経て今日に至れり、其の公生活の往路は明治の聖世より大正の昭代に亘れり、壯年衛生局に仕官し、初めて社會的衛生制度の建設に力め、後出で臺灣滿洲に歴任し、入ては中央政府の遞信鐵道の省務に膺り最近更に内務行政より外交機關の衝に當り蹇々驚鈍を竭して致々獻芹の誠を致すの間常に國事に對して苦衷を遺れず時々仲々の情禁する能はざるものあり、而て余が多年公事に關し微力を最善に用たる諸般の企畫施設の果して經國濟民の經綸上幸に過誤なかりしか將た駭々たる世界の大勢に盲背する無きを得たりしか如何」と披瀝し、其の提案が「約言すれば則第一日本の日本たらしむるを得べく、第二世界の日本たらしむるを得べく、第三日本の世界たらしむるを得べき基礎」なりと斷じてをる。更に其の「大調査機關と國家の二大急要問題」^(註)を論ずるに當つて伯爵は特に語氣を強めて「世界未曾有の大轉機に際し時代の趨勢に應じて國運の發展を計らん欲せば予が謂ふ所の産業國策參謀本部即新知識の綜集成成(シノード)を目的とする一大インスタチュートに其の指針を求むるの一途を措きて他に眞實なる權威あるを知らず」と説き、力を極めて

「現代は科學本位なり、物的にも心的にも科學の指示に據らざるなく、外交も政治も教育も軍備も乃至原料問題も殖民政策も其の他一切の事象皆齊しく科學の能率に俟たざるなし、是吾人の所謂ナチュラ・リサーチミッシェナル・リサーチを緊急缺く可らずとする所以にして大調査機關は物質的並思想的全能を集結せる廣義のナチュ

(註) 前掲附録二。

ラル・リサーチに基礎を置くものなるを忘るべからず」

と道破し、更に

「一にも人、二にも人、三にも亦人なり、金、人を驅使するにあらずして、人、金を産み、金を活かし、以て超數的能率を發揚するなり、故に大調査機關は人材を朝野に求め、否世界に求め、併せて人材を將來に養成す、知識に國境なし、之を日本國民に求めて備らざるの時、廣く優秀の士を歐米より聘用するに何の損失がある。斯の如くにして衆智衆能を集成して燦然たる一大權威を作り、之を東洋各國に光被して進て世界の文化に貢献す、是即二十億の富をして無限大ならしめ國家の有機的發展を増進せしむる最良の方法にあらずや」

と結びでをることは繰返し／＼熟讀翫味すべき要點である。

三

伯爵奉公の至誠と其の眞意は伯爵の「大調査機關設立の議」を通じてのみ之を窺ふことが出来る。其の奉公の至誠、之を幾度か熟讀して伯爵の人格に格り、其の奉公の眞意を體して伯爵の遺圖に従ふに非ざれば、伯爵の遺業は之を繼述することは出来ない。伯爵が叙上の立論中に口を極めて力説せるが如くに、方今の社會に於て政治と謂はず實業と謂はず、人文一切の方面に於て眞正科學の力を綜合集成することこそ國家を濟ひ社會の進運に貢献する唯一の方途たることを疑はない。右に關する上叙の二章は實に經國の大文字で、孰れの部局に在る者も雖も此訓に従つて善處することゝ忘れてはならない。別けて都市行政の方面に於て苟も伯爵の遺圖を繼承し、伯爵の

遺業を成就するに協賛せむとするの士は必ずや之を金科玉條として敢て違ふなきを期しなくてはならぬ。

伯爵は之を人に求めて切諫到らざるなく、之を世に勸めて寧日なきの努力を傾注したが、伯爵の在世中遂に伯爵の意圖に適ふの國家的施設を見なかつた事は蓋し伯爵の國家の爲めに唯一の憾とした事であらう。乍併伯爵自身としては實に其の所信に忠實なる實行者であつた。伯爵は實に孰れの場合にも苟くも自ら責任を執るの處に於ては常に其の素懷を實現して到る處國家に貢献するの幾多の美績を擧げ得た事は伯爵の此の世を去るに臨みて必ずや省みて光風霽月の思あり、莞爾として自ら満足されて居つたに違ひないと思ふ。

内務省に於ける衛生試験所は如何、臺灣に於ける中央研究所は如何、南滿鐵道に於ける東亞經濟調査會及中央試験所は如何、逕信省に於ける發電水力調査局は如何、鐵道院に於ける鐵道研究所は如何、内務省に於ける都市計畫の中央委員會と帝都復興に關する審議會及評議會は如何、更に我市政調査會に於ける組織は如何。孰れも其の赴く所に従ひ、其の形態を異にし其の作用を一にせずとも、其の施設する處、其の衆智を網羅する處、其の結果する處、其の歸趨を一にし、其の趣旨とする所は皆共通一貫して會て渝ることはない。

抑々眞正科學の結晶を國家社會の表に實現して正鵠を過たざるを期するは千古渝ることなき宇宙の大原則で無ければならぬ。然るに夫れが中々如實にする事の出来ないのは何故であらうか。乍併乍遺憾我等同人は今、事々しく之が證索を爲すの餘裕を持たぬ。今は唯伯爵が空理の人に非らず、眞理を探究して必ず之を世に提供せんば止まざる科學の忠實なる大指導者であつた事を完全に領會するに止めたい。而して伯爵が其の一生を通じて、科學の指導者たる地位に立ちて如何に我都市行政の方面に於て前人未開の野を開拓したかを探究して、伯爵の偉

大なる一方面を偲び、其の勲業の一端を録して、以て同人が相携へて伯爵の遺圖遺業を達成せんとする衆心をし、て城を成すに至らしむるの一助をしたいのである。

伯爵は實に多面の人であつた。眞に「醫國の上工」にして「濟時の大器」であつた。國家社會に一人としては多分の茂績を貽した人であつた。併かも其の孰れの一を觀ても皆明治大正を通じての文化史を飾るに足る程のものである。伯爵は建てた洪業の夫れ程儼かであり且大きかつた事は素より伯爵の天稟に負ふ所も少くなかつたであらう。其の才氣の喚發せる、其の思想の奔逸せる、其の情熱の灼烈であつて、進退に囚れの跡を見ざるが如き伯爵天稟の特性として傳ふべきは頗る多くして豊かである。所謂其の逸事を録取するのみでも老成なる雄篇を成して世に裨益する所少くないであらう。夫れ程伯爵の天分は恵まれて居つた。是其の行く所必ず大磁石となつて衆心を惹付け得た所以であり、其の爲す所必ずや何等かの成功を収めた所以であり、其の門前は朝に在るに野に在るを問はず常に市をなし、其の一生を通じて、孰れの瞬間にも世間からは期待を以て迎へられ、而して伯爵としては其の最後に至るまで克く其の期待に應へて其の光彩陸離として華やかな一生を往き得た所以であらう。

乍併伯爵の率直なる一舉一動、一顰一笑には、常に其の蔭に永への生命を繋ぐべき全智全能の探究を以て我任なりと自負するの人々ありて其の進言する所が、伯爵の天稟によりて洗鍊せらるゝあり、夫れが、如何なる不用意の間にも極めて自然に伯爵のものとなりて表現せられたものであることを忘れる譯には行かぬ。茲に又伯爵の偉大さを見るのであるが、偶々以て伯爵の遺業を繼がんとする者に對して相省みて伯爵の圓滿にして無碍大自在にして大光明を放つべき靈の鏡にかけて苟も正鵠を過たざるを期して愈々其の精能を各々志す方面に眞直に献げ

合はざる可らざることを訓しへしむるものである。

四

伯爵が我國市政上に於ける功業の基礎は臺灣統治時代に大成したものである。今上陛下には畏くも「茂績を南疆に垂れ」し仰せられてゐるが、伯爵の臺灣に創設した勲績は實に偉大である。わけても新領土に新都市建設の業を完成せられた事は世間多く伯爵の赫々たる業績の他の方面のみを語るに急なる結果兎角閑却され勝ちである事を遺憾とする。凡そ人の社會に於て其の共同生活の安易にして利便であり且健康である事は第一次の要求であらねばならぬ。文化生活を保障するは、遙々新領土に來て新政に參せんとする者の永く安住の地として其の渾身の力を傾注せしむる所以である許りでなく、實に新附の民をして仁政に謳歌せしむる所以である。治安の維持も、産業能率の増進も繋りて人に在り。伯爵の炯眼は民心を開導して反側に迫あらしめざるは勿論民力を長養して臺地永遠安固の基礎を固うするの所以は、瘴癘の氣尙天地に塞がり、蠻雨繁きの境に在りては蓋し舊市街の改造、新市街の建設に精進して地方の人民として安堵せしむるを以て其の要諦と觀じた事であらう。土地調査局の事業は即其の根幹を成せるものにして衛生、土木、建築の事を以て其の市街計畫の重心と爲し、茲に夫々當年の氣鋭の雋秀を集めて着々經營せるもの即今日の臺北、基隆、臺南等の文明的市街を現出するに至りしものである。

我國に於ける近代的城市構築の典型は夙に開拓使長官に依りて經營せられたる札幌等北海道新市街の例あり、

必ずしも伯爵を以て開山と爲さずとも、領臺以來十年の星霜を経て難治拯ふ可らずとして、廟堂動もすれば擲廢論すら出づる程なりしに、一代の俊傑兒玉將軍の總督に任じて其の文治を擧げて伯爵の裁量に俟たしむるや、未だ幾何もあらずして内能く庶政を登革し得たるのみならず土人の恩撫懷柔忽にして成り、殖産工業の事漸く其の緒に就き、文治確立するの根基を鞏くする所以のものに實に伯爵の人を對象として人事と人力を竭せる都市經營の功に歸せざるを得ないのであつて、我等は茲に伯爵の非凡の識見と超人的努力を輕々に見逃すことは出来ないのである。

伯爵が臺灣に於て成功せるものは顧がて滿鐵の施行せる地方事業の中核を成す市街地經營と爲り、轉じて都市計畫運動及東京市政の建設となり、最後に帝都の復興となりて伯爵の靈眼に依りて執行せらるゝに至つたのである。

抑々滿鐵開業當時に於ける沿線附屬地は露西亞人の經營しつゝあつた大連を除くの外は遼陽公主嶺の如き、局所に稍々市街の體裁を具へたるあるのみにして蒙爾たる小聚落を點在せるに過ぎず、道路の修築されたるものもなく、排水の設備なく、一陣の朔風起れば即ち忽ちにして砂塵を捲きて天地晦冥と化し、一朝降雨霖れば即ち泥濘馬脚を没して殆んど交通杜絶して、全く居住の便を缺けるは實に當時の光景であつた。夫れが今は即ち如何。沿線到る所に新式文明市街の構築せられて營業、衛生、防火、通運の上に於て都市施設の完備せるを見る所以のもの實に伯爵の遠大なる著眼に依り業務開始と共に先づ沿線樞要の地區十五箇所を選みて、之が實測を遂げ以て之が市街區劃を確立するの最先急務なるを認め、鐵道其の者の事業に日も惟れ足らざるの秋に於て尙且つ健

全なる市街地經營の事に幕進したるの賜たるに外ならぬ。

抑々伯爵が臺灣より轉じて滿鐵總裁に就職したのは明治三十九年の十一月であつた。滿鐵創業の際は當時伯爵が山縣元帥、西園寺首相及林外相の回覽に供したる就職情由書中^(註)に詳なるが如く、其の地位は内外頗る難局にして統理に便ならざりしに拘はらず、上に兒玉將軍の如き明總督の在るなく、純然たる獨自の無冠無力の總裁の身を以てして邊陲僻遠の異域に、暮年ならずして大體の設計を確定し、頼りて以て將來の發展を按じて市區の區劃を豫定したるのみならず、進んで未開の野に之に基きて道路、堤防、護岸、橋梁、溝渠等土木工事の築造を始め、上水、下水、公園、市場、墓地、火葬場、屠場等の公共設備は勿論、街衢の施設、宅地の修築等市街地の造成に關する一切の工事を緩急に應じ前後を張へて施設を進むるの基礎を確立し得たるに至りては其の勞苦蓋し容易の事では無かつたであらう。其の之に能くせる全く臺治に成功せる伯爵であつたればこそと思ふ。

滿洲の曠原に忽にして健全にして秩序ある都邑の發展するを見るに至りし所以のもの實に我伯爵の創意果斷に俟つ。宜なる哉畏くも 御汰沙書に「洪業を朔方に翹め」を宣はせたまふ。今其の都市經營の跡を見るに露西亞人は到る處に圓形式市街劃を劃したるも、伯爵は沿線に於ける貨客の集散狀況等を考察して地理を案じ研究の末大體矩形式の結構を採用し、街路の規格を定めて貫通路は最小幅員を三間とし、大なるものは二十間に及ばしめ、八間以上の街路には歩車道を區分し、歩道には街路樹を植栽し、奉天長春の如き大市街地に在りては斜線形の捷路を交めることとしたのである。

其の規畫する所を見れば如何にも雄大であるから、滿蒙の事を知らぬ者の眼には超世間的に映するであらう。

合併都市經營の事は常に伯爵の抱負經綸を以てせざれば、市街地は市區改正の爲めに破壊に次ぐに破壊を以てし遂に都市建設の日なきを歎ぜざるを得ない。

五

折角久しきに亘りて營々して刻苦經營した集團都市が、遂に其の發展の弊に堪へずして恒に市區改正史を以て幾多の犠牲を拂つてをる事は伯爵の最も我國の爲めに憂へた所であつた。建設はごきまでも建設であれ、投資は永く投資として一世を潤はさざる可らずは伯爵の信條であつた。人の一切の働きには無駄あるべからず、又此の浪費あらしむ可らずといふは伯爵の念願する所であつた。之を南疆と朔方に試みたるの實績を按じて、現代舊都市の經營振を批判剖檢するに及びて伯爵が身を挺して提唱宣示は努め、敢て自ら陣頭に立ちて千萬口を超越る我都市生活者の陋苦を濟はんを欲して着手したのは即ち都市計畫運動であつた。而して其の根本の思想する所は即ち以上の信條と念願に立脚した事であると思はれる。

科學の精粹を抽でて之を集成し、頼つて以て蠻地曠野に將來に備ふる健全にして秩序ある新式都府の建設事業を成就して、其の新附の民をして恰んで頼らしめ、往て大に植民の事に參せんとする壯士の安定せるを見た伯爵の眼底には、召し還されて内閣の崇班に列し、親しく首善の地と稱する地の巷街に居を構ふるに至りし以來の感想は果して如何であつたらうか。蓋し想像するに餘りある事である。

折しも我國は歐洲戰爭の永びくにつれ、闔らずも、商工業は所在に空前の發展を遂ぐるに至つた。東京、大阪

を始め所謂六大都市の發展は實に驚異的現象であつた。到る處にコンゼッションが著しく意識せらるゝ様になつた。空間には建築のコンゼッションあり、汽車も、電車も、上水道も皆コンゼッションに悩む様になつた。併かも都市に何等の統制なく、昨日の安靜なる住宅地が今日は早既に騒々しき工場地と化するこも珍らしからず、大都市生活は衛生、交通上に於て最大な呪の聲を聞く様になつた。都市生活の前途を考へて現在迫り來れる弊に堪へ難くなつた識者は當時内務大臣たりし伯爵に之が應急措置として、大阪等の首要都市にも東京市區改正條例の類を適用せられんことを請ひ、當時の關係市長亦之を建議要請するあるに至つた。時は大正七年の二月に入つた後で、議會の行動は正さに圓滿なる終局を告げんとしてをる時であつたから、いふ迄もなく普通に所謂追加豫算提出期は締切られた後であつた。夫れにも拘らず、伯爵は意中深く決せらるゝ所あり直に識者の聲に應じて予に都市計畫調査費若干の臨時費要求を爲すべき事を命ぜられた。人は皆意外に感じた。吏僚の中には今から提案しても大藏省が聴かぬといふて相手にしない者すらあつた。夫れ程此命令は官僚畑には突飛であつたのである。然るに命を承けて調査提案するに、時を移さず、大藏當局の容るゝ所を爲り、次で議會も滿場異議なく兩院共に通過した。當時官僚の徒は皆之を奇蹟なりと評した。是はいふまでもなく我國に於ける都市計畫運動の濫觴であつて、かの衆智全能を網羅せる都市計畫調査會の設立を見るの淵源であつた。

我國の都市に革新の幕を開く的重要なる結果を齎らした都市行政上意義頗る大きかつた豫算案が假令少額なりしにせよ瞬く間に鮮かに成立した所以のものはいふまでもなく全然伯爵の力に負ふ所のもので、伯爵の功業は永く我都市生活の大恩人として其の徳を頌せらるべきである。

伯爵が所信に忠實であつて、常に一世の指導者を以て自ら任じ、而して其の任を果すに必ずや技術の精を竭くし、衆善を擧げて其の華を綜合するの高風は、此沿革を懷ひて、其の成立したる委員會に如何なる方面の權威を如何に集めたるかを窺知すれば十分に之を偲ぶことが出来る。

都市の改造を遂げ、其の公共施設を十善にし、あらゆる方面に於て痛感する市民共同の公需をして總市民の要求する度に契合せしめ、圓滿にして具足せざるなき首善の都市を爲し、有隣生活に於て施措する處は其の何人の手に依りて爲さるゝも必ず相稗補すべく、功罪相殺がしむ可らず、一人の建設は常に有隣生活完成への一石たるべく、都市建設の事に従ふ一舉手一投足も些の無駄あるべからずといふは實に伯爵の念願する處であつた。過去の過誤にして是正せざれば都市の將來を濟ふ可らずんば涙を以て切開すべしと雖も、現在の行詰りたる狀態に鑑みて深く將來に備ふる爲め、土地の開発を管理統制し、公力に依りて自ら健全にして秩序ある都市の發展を導くを以て建都の極意とすといふは、伯爵が多年經始したる所に依りて確信を以て我國の都市生活に規矩する所あらしめむとしたものであつた。想像する事は伯爵の既往に徴して誰れも疑ふまい。我國に自治の變態乍ら都市計畫法制の一體の法系が、市街地建築物法と共に誕生した所以のものは此間の消息を詳にするに自ら釋明するのである。

然るに伯爵は此豫算の成立後間もなく内相の地位を去つた。乍併伯爵の責任心強烈なる自家の經驗に立脚する我國都市構築の極意は都市計畫法系の誕生に依り一新紀元を劃して、所在に衆智衆能を竭くして其の精華を發揚すべき基礎の成れるを見て、都市の前途の爲めに非常に満足されたが、元來此思想は未だ建築自由を過信し、個

人の勝手な權利の主張にのみ急噪なりし我國の都市民の間には直に圓滑には受入れられ相になかつたので、伯爵は自ら立ちて都市計畫の正しき理解を全國市民の間に説き、其の協力する所即所在に健全なる建都の計畫促進せらるゝに至らむことを庶幾するの大民衆啓蒙運動の主宰者となり、都市研究會に同僚の士を動員し、都下は勿論全國に行脚して獅子吼した事は實に壯絶を極めたものであつた。

都市計畫法發布以來十年にして、殆んぎ市に此法律の適用を受くるに至りし所以のものは素より當局の策勵に俟つもの亦多かるべしと雖も、伯爵の此大運動無かりしとせば決して今日の盛觀は之を夢想だもする事を得なかつたではあるまいか。我等は斯様に信じて伯爵の至誠を偲び、伯爵の責任感を懷ひ、伯爵の精力を頌して、同人と共に之に格りたいと痛感するのである。

六

伯爵の勲業中歴史の有らむ限り、語り傳へ、言ひ繼がれるものゝ一つは、いふまでもなく我帝都の復興事業である。かの關東大震災の慘禍凄絶を極め、民心不安の極に陥り、流言飛語行はれて治安の維持にすら遺憾あるに至りし事は、今尙當年の記憶新にして、實に悚然たらざるを得ない。此非常時に内相に親任せられたのは即我伯爵であつた。政局に動きを感じるの時には必ず總理の大器として國民の唸に乗つてゐた伯爵が山本首相の下に内相の椅子に就いたのである。其の人を得たる、震災善後の途完く、復興の英氣滿都に横溢するに至るべしとは期せずして識者の異口同音に叫むだ處であつた。

當時畏くも 今上陛下には 宸宮に在はして 大政を擁行したまひ 御憂傷深かりし事は、誠に恐懼の至りに堪へなかつた。忠君愛國の至情に燃ゆる伯爵が、滿都の慘禍に直面して、重責を御受した時の感激は如何であつたらう。眞に粉骨碎身、蘊蓄の凡てを傾け、精能の一切を竭くして一代の御奉公を致すべしと心に誓つた事であらう。

帝都復興に關する 詔勅下るや、帝都復興院の創設を爲り、伯爵は内務大臣として其の總裁を兼ね、縦横に籌畫して上 宸襟を安んじ奉り、下罹災者の興復を圖るに精進し、遂に世に所謂帝都復興事業を確立した事は、今更事々しく書くの必要もない。然るに其の意外の事より挂冠するや、清浦首相に致したるの書は偶々伯爵の赤誠を披瀝して帝都復興の眞髓を傳へて委曲を詳くし、伯爵の面目躍如たり、伯爵の勲績を窺ふに足ると思惟せらるゝが故に左に之を録して同人が濫りに書き列ねるゝこは差控へたい。

(前略) 抑都府ノ建設ガ假令地ヲ無碍ニ相スト雖モ尙且容易ノ業ニ非ザルハ「ランファン」ノ華盛頓計畫遂行ノ跡ニ徴シテ歴々タルモノアリ、況ンヤ災後ニ善處スル爲事ノ敏活適宜ナルハ尙コノ間ニ都府ノ構築ヲ成就セントスルニ於テオヤ、市街ハ假令災害ニ因リテ舊觀ヲ留メズト雖モ土地ニ關スル權利ハ錯綜ヲ極メテ紛糾ヲ斷タザルノ間ニ於テ眼前ニ因ハレテ大局ノ公利公福ヲ等閑ニ附シ易キニ際シ思慮アル復興ヲ策進スルニ至リテハ實ニ至難ノ業タリ、彼ノ我ニ比スルハ慘禍ノ程度殆ンド言フニ足ラザル倫敦ノ大火及桑港ノ震災ニ對スル善後ノ計畫ハ共ニ空シク「クリスファレン」、「ダニエルバーナム」ノ名ヲ不朽ニ傳アルノミニシテ遂ニ實施セラル、ニ至ラズ悔ヲ千載ノ後ニ貽シタルヲ願ヘバ帝都ノ復興ヲシテ總電經營萬遺算ナキヲ期スル豈容易ナリトセンヤ、併カモ之ヲ敢行スル眞ニ興國ノ基ヲ固ムル所以ナルヲ信ジ廟議ニ謀ルニ帝都復興ノ事ヲ以テ獻身ノ誠ヲ以テ畢生ノ努力ヲ傾注シテ上 聖明ニ答ヘ奉リ下國民ヲ塗炭ノ裡ニ濟ヒテ只管災後ニ善處シテ餘蘊ナキヲ期セリ。依テ先ヅ復興ニ關スル一切ノ事務ヲ統轄シテ其責ニ任ズル權限アル官廳ノ特設ヲ提議シ衆智ヲ協調ト人材ノ器用ト相俟テ計畫ノ周匝ニシテ執行ノ適當ナランコトヲ期スル爲

一省ヲ特設セムト欲シタルモ國ノ管理ニ屬スル事務ニ就テハ其系統ニ從テ各省ノ主務トシテ執行ノ責任ヲ分チ其施設ノ計畫ニ就テノミ之ヲ統制スルノ便宜論アリ廟議乃是ニ決シ帝都ノ復興ニ關スル計畫ノ統制ト其公共團體ノ行政廳ニ於テ執行ノ責任ニ任ズベキモノ、中災害ニ因リ其行政及財政ノ能力ニ缺ケタルガ爲執行ノ責任ヲ竭クシ難キモノ、執行トヲ擔當シテ最善ノ努力ヲ致サシメントシタルモノ即チ帝都復興院ナリ。

然ルニ圖ラズモ不肖新平之ガ總裁ニ親任ノ榮ヲ辱フシテ恐懼措ク所ヲ知ラズ、偏ニ至誠ヲ捧ゲテ粉骨碎身敢然艱難ニ處シ善知識ヲ糾合シテ遠大ノ計ヲ樹テ國力ノ許ス程度ニ於テ緩急宜シキニ從ヒ措クシテ實施ノ任ニ膺リ連ニ 敬慮ヲ安ンジ奉ルト共ニ災民ノ復興ヲ助ケント欲シ、案ヲ具シテ夫々權限アル機關ノ審議ヲ經實行豫算案及之ニ伴フ法律案ヲ帝國議會ノ協賛ニ俟テリ、其内容ハ新平一個ノ私案ニ非ラズシテ權威アル識者ヲ網羅セル機關ノ議ヲ經タル公案タルノミナラズ關係公共團體ノ公議ヲモ尊重シタルモノナルヲ以テ帝都ノ復興ヲ專念トスル國民ノ代表機關ト視ルベキ帝國議會ハ審議ノ末之ヲ容認スルニ咨ナラザルベシト信ジタルモ意外ニモ衆議院ハ豫算ニ多大ノ削減ヲ爲スト同時ニ法案ニモ二三ノ修正ヲ加ヘタリ、是ハ帝都ノ復興ヲ促進スルニ遺憾少カラズト雖モ其修正ノ趣旨ノ存スル處ヲ審按スルニ、必ズシモ帝都ノ復興其者ニ異議アリテ豫算ノ根本ヲ否認シタルニ非ラズ、復興計畫ノ策進ニ必要ナル特設機關モ之ヲ特設ス可ラズト妄斷シタルニ非ラズ、法案ノ骨子亦何等ノ修正ヲ加ヘラレタルニ非ラズトスレバ議會ノ議決ハ須ラク之ヲ尊重シ其協賛ヲ與ヘラレタル趣旨ニ從ヒ其協賛ノ範圍ニ於テ豫算ノ執行ノ萬全ヲ期スベキノミ、況ンヤ貴族院ニ於テハ提案其者ヲ以テ過少ナリトシ百年ノ長計ヲ按ジテ之ヲ補正スベキノ決議ヲ見タルニ於テオヤ。

惟フニ衆議院ノ院議ニ從ヒテ貴族院ノ院議ヲ尊重シテ帝都復興ノ大業ヲ成就シ有終ノ美ヲ濟サムトスル蓋シ非常ノ難事業タリ、然カモ復興途上圖ラズモ議會ノ修正ニ遭テ一頓挫ヲ來タシ之ガ善後ヲ深ク憂ヒテ途方ニ暮レツ、アル災餘ノ市民ノ困厄ハ視ルニ忍ビズ一刻モ速ニ後圖ノ完キヲ期セザルベカラズ、是閣下執政ノ第一ニ解決セラルベキ重要要件タリ、閣下ノ聰明ナル既ニ成案ヲ有セラル、ヲ疑ハズト雖モ新平帝都復興ノ前途ニ難關ノ横ハルヲ想テ憂如タル能ハズ閣下庶幾クハ明鑑ヲ垂レ帝都復興ニ關スル機關ノ組織編制及之ガ統率者ノ人選ニ最意ヲ用キ復興豫算ノ善後並法律ノ執行ニ最善ノ努力ヲ以テシ 大詔ノ御趣旨ニ副フテ遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ(以下略)

乍併帝都復興ノ業ヲ大成スルニハ以上基礎案ノ成立スルヲ以テ足レリトセズ更ニ加フルニ幅員十二間未満ノ街路ノ修築及六百萬

(註) 特別都市計畫法。

坪ニ垂シトスル廣大ナル市街宅地ノ區劃ヲ整理スルノ案ヲ以テシテ所定ノ事業ノ執行ヲ促進シ迅速且適正ニ復興ヲ圖ルハ勿論計畫ハ之ヲ燒失地域以外ニ亘リテ充實シ都市計畫區域内ニ普ネカラシメ交通衛生保安及經濟等ニ亘リテ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ福利ヲ増進スルノ施設ヲ具足シテ圓滿ナル理想都市ヲ建設スルノ概ヲ以テ進マザルベカラズ、其悉ク達成セラル、ニ依リテ議會ノ意思溢徹シ市民ノ希望成就シテ帝都復興ノ偉業完ク 大詔ニ奉答スル所以ナリト雖モ其之ヲ善クスル實ニ至難至重敢テ其局ニ膺リテ克ク之ヲ拾收スルノ適材ナキヲ憂フ。

斯ノ如ク感ズルノ時帝都ノ復興ヲ策シテ之ヲ兩議ニ圖リ案ヲ得テ之ヲ權限アル機關ノ議ニ附シ其修正ニ遭フニ及ビテ慎重熟慮ノ末遂ニ後圖ニ俟テ補正センコトヲ同意スルノ動機ヲ作リタル新平ノ責任頗ル重大ナルヲ覺エ察々匪躬ノ節ヲ竭クシ敢テ難局ニ處シテ臣道ヲ完ウセントスルノ誠意益々固シ、幸ニシテ閣下ノ推轡ヲ得バ新平鞠躬如トシテ大任ニ膺ランコトヲ期ス、閣下庶幾クハ速ニ斷行セラレンコトヲ。

願ミレバ舊臘一大不祥事ノ突發スルアリ新平内務大臣ノ重職ニ在リテ衷心ヨリ恐懼ノ至ニ堪ヘズ絶對ノ責任ヲ感ジテ拜辭シ罪ヲ闕下ニ待テタルニ 聖慮畏クモ 優詔ヲ下シ賜リ感激措ク所ヲ知ラズ責任感ノ大ナルヲ惟ヒ專心帝都復興ノ事ヲ擔當シテ計畫ノ遺漏ナキヲ期シ事業ノ遂行ヲ圖リ災民ノ安定ヲ速カナラシムルト共ニ 皇國興隆ノ基ヲ圖リ以テ安大ナル 聖恩ノ辱キニ酬ヒ奉ランコトヲ期スルノ念愈々切ナリ、彼ノ職ノ輕重地位ノ高下ノ如キハ唯帝都ノ復興ノ完カラランコトヲ專念トスル新平ニ於テ素ヨリ間フ所ニ非ラズ、閣下希クバ微衷ヲ諒トシ新平ヲ起用セラレンコトヲ。

同人は切に此大文字を反覆熟讀して伯爵を彷彿せしめられむことを望むのである。

此場合は素りに、畏き 聖慮を揣摩し奉るは誠に恐懼の至りではあるが、「遂に首都の庶政を刷新」し 御沙汰あらせられたるは、曩きに伯爵が帝都の市政危機に類したるの時、伯爵の周圍悉く諫止したるに拘らず、獨斷遂に、市會の懇請を容れて市長に爲りて、東京市政を拯ひたるに、當年の體驗遂に克く帝都復興の 聖勅を奉じて非常の時に善處するを得て 聖慮を安んじ奉りし事を 嘉したまへるのではあるまいか。

伯爵が、斯くまで心配せられた帝都復興の事は其の後迂餘曲折はあつたが、大體順調に進み、最近先づ帝都の關門たる横濱の復興成るあり 聖上陛下には思召を以て 親轡あらせたまふの 御沙汰を賜はりし事を拜した事であるから伯爵の眠りは無安らかであつた事であらう。我等同人は伯爵の我國都市行政上に貽された幾多の功績を偲び、其の訓を守りて恰も横濱が官民一致遂に其の遺業を大成したるが如くに、相率る相警めて其の遺圖を紹介し其の遺業を完成して伯爵の靈に捧げたいのである。(二七日の日暴風雨の夜)



故伯爵後藤新平著

普選市會の大誕生に臨みて

市民諸君の愛市心に訴ふ

名譽と義務の最高嶺に立てる

新東京市會議員諸氏に寄す

右御希望の方に贈呈いたします
郵券二錢封入下記宛御申込み下さい

四目丁三内の丸區町麴市京東
會查調政市京東 財法 國人

(1) 目書查調會查調政市京東

市政一般

ピアド博士・東京復興に關意見	市會調査資料 第五號	（定） 三、〇〇
ピアド博士・東京市政論	市會調査資料 第五號	（定） 二、五〇
ピアド博士講演集	市會調査資料 第五號	（定） 一、五〇
帝都の復興と教育者の希望	第一回市民會 論文集	（定） 一、〇〇
我等の東京	第二回市民會 論文集	（定） 一、〇〇
市民賞論文集 大正十五年	第三回市民會 論文集	（定） 一、〇〇
婦人の觀た東京市政	第四回市民會 論文集	（定） 一、〇〇
東京市社會事業批判	第五回市民會 論文集	（定） 一、〇〇
小市民は東京市に何を希望してゐるか	第二回調査 論文集	（定） 一、五〇
帝都の制度に關する調査資料	特別調査 論文集	（定） 五、〇〇
東京都制に關する諸案	市會調査資料 第十五號	（定） 六、〇〇
東京市町内會に關する調査	市會調査資料 第十五號	（定） 二、〇〇
普選に依る最初の市會議員選舉	（増補版）	（定） 二、〇〇
本邦都市人口概説	近刊	（定） 八、〇〇

都市計畫

英國自治制度の特質	市會調査資料 第十四號	（定） 四、〇〇
英國自治制度の歴史的考察	市會調査資料 第十四號	（定） 四、〇〇
英國現行の市制と市政	市會調査資料 第二十號	（定） 一、五〇
市政に於ける委員會制及支配人制	市會調査資料 第二十號	（定） 一、五〇
米國に於ける市政調査	市會調査資料 第十三號	（定） 三、〇〇
現代都市計畫	市會調査資料 第三號	（定） 三、〇〇
イギリスの都市計畫法	市會調査資料 第六號	（定） 三、〇〇
復興局編・帝都復興事業概観	市會調査資料 第六號	（定） 二、五〇
岸博士東京市の工學的地質研究	第一回・第二回 論文集	（定） 一、五〇
土地區劃整理に就て	市會調査資料 第七號	（定） 六、〇〇
ドイツ都市に於ける土地區劃整理	市會調査資料 第七號	（定） 六、〇〇
ドイツに於ける土地區劃整理の實例	市會調査資料 第九號	（定） 六、〇〇
地帯域收用制	市會調査資料 第九號	（定） 六、〇〇

(2) 目書査調會査調政市京東

米國クリーヴランド市土地評價法	市政調査資料 第四號	四、〇
イギリスの田園都市	市政調査資料 第十號	六、〇
街路照明	（増補版）市政調査資料 第一號	三、〇
街路樹	市政調査資料 第一號	四、〇
英國の住宅政策	市政調査資料 第十二號	六、〇
大建築物暖房資料		五、〇
本邦都市計畫事業と其財政	近刊	六、〇
公益事業		
東京市中央卸賣市場	位置選定に關する意見	一、〇
大東京瓦斯供給に關する意見		〃
電力大都市集中	と超電力聯系並周波數統一に就て	〃
我國水力電氣の利用限度に就て		〃
電氣事業報償契約	市政調査資料 第十七號	六、〇
瓦斯事業報償契約	市政調査資料 第十八號	六、〇

農村協同組合と大中央卸賣市場	都市	四、〇
教育		
自治及修身教育批判		一、〇
都市教育の研究	市政調査資料 第八號	五、〇
米國の都市教育組織		六、〇
公民教育に關する調査	上巻	二、〇
東京市の實業補習教育		二、〇
衛生		
都市の保健行政組織		三、〇
イギリスの保健行政組織	市政調査資料 第十一號	四、〇
都市の結核問題		三、〇
都市に於ける妊産婦保護事業		二、〇
財政及經濟		

(3) 目書査調會査調政市京東

都市金融の概況	都市市民金融に關する調査 第三號	一、〇
市設貯蓄銀行	都市市民金融に關する調査 第二號	二、〇
市街地信用組合	都市市民金融に關する調査 第三號	二、〇
公設質舖	都市市民金融に關する調査 第四號	二、〇
土地増價税	と土地未改良價格税の研究	一、〇
都市財政に於ける特別賦課問題	市政調査資料 第一號	四、〇
小額信用制度の研究	市政調査資料 第二號	三、〇
ウイーン市財政事情		五、〇
東京市財政統計諸表		一、五
東京市豫算案管見		五、〇
東京市の區財政に關する調査		三、五
「都市問題」合本		
第一卷（自大正十四年五月號至十二月號）		四、〇
第二卷（自大正十五年一月號至六月號）		三、〇
第三卷（自大正十五年七月號至十二月號）		三、〇

第四卷（自昭和二年一月號至六月號）		三、〇
第五卷（自昭和二年七月號至十二月號）		三、〇
第六卷（自昭和三年一月號至六月號）		三、〇
第七卷（自昭和三年七月號至十二月號）		三、〇
第八卷（自昭和四年一月號至六月號）		三、〇
邦文雜誌記事索引		二、〇
都市問題パンフレット		
都市財政の根本的改善	第一號	一、〇
昭和東京市豫算案を評す	第二號	三、〇
大阪市の學區廢止	第三號	三、〇
と其に伴ふ施設計畫に就て		三、〇
名古屋市の町名番地	第四號	一、〇
市營事業の本質	第五號	一、〇
都市の塵芥處分問題	第六號	三、〇
下水道事業の經濟	第七號	三、〇

(4) 目書査調會査調政市京東

市會に關する制度改善諸案	第八號	三〇三
都市の尿尿處分問題	第九號	三〇三
我國都市行政の大意人としての 後藤伯爵を憶ふ	第十號	三〇三

市政カ―ド

東京市の豫算	第一號	三〇三
市の電車經濟	第二號	三〇三
市政の淨化は市民の責任	第三號	三〇三
帝都の復興事業	第四號	三〇三
市會解散に際し市民諸君に望む	第五號	三〇三
かくの如き市會議員を選べ	第六號	三〇三

意見書・建議書

帝都の制度に關する意見
東京市中央卸賣市場位置選定に關する意見

都市庶民金融改善に關する意見

都市教育改善に關する意見 (文部大臣宛)

都市教育改善に關する意見 (六大大市長宛)

公益質舖に關する參考法律案

防火地區内建築補助年期繰延に關する建議

街路照明に關する建議

住居地域内藝妓屋料理屋二業

新規許可に關する建議

實業補習教育に關する意見

市豫算等積極的公表に關する建議

市會特別委員會の議事公開に關する建議

(以上の意見書建議書は印刷公刊せるものに止む。印刷せざりしものは之を除く。希望者には餘部ある限り贈呈)

東京市當面の諸問題 (パンフレット)

餘部多し、希望者に贈呈

昭和四年六月二十一日印刷
昭和四年六月二十四日發行

都市問題パンフレット第十號

定價 十錢

編輯者

財團 東京市政調査會

印刷者

東京市京橋區築地三丁目十五番地
北 恒 次

發行所

財團 東京市政調査會

東京市麹町區丸の内三ノ四
板替口郵便東京七一六〇九番

刷印所刷印屋中



OAZ

106